

---

平成28年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成28年12月5日 (月曜日)

---

議事日程(3)

平成28年12月5日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】 (12名)

1番 松上 宏幸	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 内海 猛年
5番 刀根 正幸	6番 妹川 征男	7番 貝掛 俊之	8番 田島 憲道
9番 辻本 一夫	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 志村 裕子
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

---

【傍聴者数】 8名



午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 1 2 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、先週に引き続き、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 6 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

6 番、妹川です。皆さんおはようございます。通告書に従って進めていきますけども、1 番は西祇園橋かけかえ計画についてと。

私は本年 6 月ごろ、かけかえ工事のことについて地域住民の方々から、数名の方から話を聞きました。また、本年 8 月 25 日、総務財政委員会が開催され、所管の議員だけに説明があったようです。このような重要な案件が全議員に、これまでに知らされていたのかどうか、非常に甚だ疑問と思っております。そういう意味で、今回質問をいたします。

西祇園橋かけかえ計画のもと、平成 24 年度より 26 年度にかけて、東町区公民館で工事説明会が 4 回開催され、また、本年 5 月より 6 月のわずか 1 カ月の間に、西祇園橋かけかえのグレードアップのためのワークショップも 3 回開催されています。この計画についてお尋ねいたします。

(1) の祇園橋かけかえ工事は、いつごろから検討されてきたのか。

2 番目の上記工事説明会やグレードアップのためのワークショップの内容について御説明していただきたいですが、時間の関係で、かいつまんでよろしく申し上げます。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

それでは、要旨 1 の西祇園橋かけかえ計画はいつごろ検討されたかということでお答えいたします。

西祇園橋は昭和 16 年に架橋され、75 年経過し、老朽化が著しく進んでおります。この間、昭和 29 年に拡幅事業がなされ、上部工や下部工の補修も行われてきましたが、交通車両の増大や海岸線による塩害等で橋桁への亀裂や腐食が見られ、安全性が危惧されておりました。

西祇園橋のかけかえ事業は、県の主体工事であり、県からの聞き取りによると平成21年度に概略設計を発注し、検討を始めましたと聞いております。

次に、上記説明会やグレードアップのためのワークショップの説明内容でございます。

まず、工事説明会でございますが、県の主催で東町公民館において、4回開催されております。

第1回は、平成24年11月30日に開催し、内容は、地元の協力や了解を得た上で、詳細測量やボーリング調査を実施し、詳細設計を進めたとのことでございます。また、かけかえによる新橋は、現在の西祇園橋の上流側にかけ、新橋の完成後に旧橋を撤去する予定などです。

第2回は、平成25年8月30日に開催し、内容は、前回の説明会に出された意見をもとに、新橋をどの位置にかけかえるかを検討し、説明しております。ルート1では、現橋と同じ位置にかけかえる案。ルート2では、第1回の説明会で説明した現橋の上流側にかけかえる案。ルート3では、現橋の下流側にかけかえる案。安全面など総合的に判断して、ルート2、現橋を上流側にかけかえる案で参加者の同意を得ております。

3回目は、平成26年3月28日に開催し、内容は、前回の説明会の検討事項として、宅地への影響を知りたいという意見があり、計画道路の高さや、西川の堤防から約3メートル上がるなど、各位置からのイメージを立体画像、3Dですね、立体的な表現で説明を行っております。

第4回は、平成26年12月11日に開催し、取り付け道路計画や道路の高さなどを説明し、計画どおりに進めたとのこと合意を得ています。以上が工事説明の概要でございます。

次に、グレードアップに関するワークショップについて御説明をいたします。

西祇園橋のグレードアップについては、5月から6月にかけて、地元の各種団体関係者の推薦のもとに、3回開催しました。ワークショップの内容は、豊富な観光資源との調和をコンセプトに芦屋橋やなみかけ大橋を見学し、親柱、照明、高欄などアイデアを出しながら、素案の作成を行いました。現在、その素案を県に対して、詳細設計と整合性、材質、概算費用などを精査、検討していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

ありがとうございます。それですね、いろいろな議会だよりとか資料等を開示ないしは資料請求等でいろいろ調べてみたんですが、今おっしゃったように、もう平成22年度ごろからですね陳情とかさまざまな県に対して、また国に対して要望等を出されておるようですけれど、最初に要望書を提出したのはいつのことでしょうか。要望書ですね。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

要望書につきましては、福岡県議会県土整備常任委員会についてですね、平成22年1月14日にですね、提出しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

本議会で平成15年と平成19年の定例議会で、ある議員がですね、一般質問を行っております。その議事録を読むと、その議員のかけかえの必要性については思い入れがよくわかります。私も現地に行けば非常に老朽化し、そして塩害等により腐食が進んでいる。そういう意味で、今、平成22年でしょうか、そういう陳情や要望書をですね、出されたことについては非常に、この執行部としてはよく頑張っておられるなというふうに思っております。それで、そういう陳情書や要望書を出されてですね、その後の経過について議会等で説明したことがあるのかどうかお聞きします。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

私が知る限りでは、全協説明を、過去の、調べ見たんですが、現在のところですね、全協では説明していないというところでございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

ということは、ことしの8月25日に総務財政常任委員会で開催されたんですが、その平成22年、3年、4年、5年、6年ですね、そういうふうなときには、私も総務財政委員会におりましたが、そういう話を全然聞いてなかったものですからね。結局は8月の25日に総務財政委員会で、今、話されたような、きめ細かい話をされたということではないでしょうか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

臨時総務財政常任委員会につきましては、今年度ですね、西祇園橋のかけかえに関するグレードアップを行ったということで、それについてですね、全体的な西祇園橋のですね、進捗状況を

ですね、説明したところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

北九州県土整備事務所の協議記録とかですね、町の資料、そして地域住民の声を、生の声を聞けばですね、この西祇園橋建設について、ルート1、2、3、今、皆様方のお手元に配付しておりますルート比較表というのがありますが、こういうことですね、もう平成24年の11月3日に住民説明会があっているわけですね。そしてグレードアップのための話し合い会が、ワークショップが本年の5月6月にかけて3回やっていると。そういうことについて、なぜ、議会にね、そういう進捗状況なり、そういう背景とかですね、そういう説明をなさらなかったのかなと、こう思うんですね。

それで、住民の声がどれだけ、その住民説明会の1回から4回までである中で、そういう協議議事録等を見ますと、みんなが仲よく暮らしているの、住人が立ち退きにならないように検討していただきたい。そうしなければ明日から眠れなくなる。つまり、その区域の方々が立ち退きをされるわけでしょうけれど、できるだけ立ち退きにならないような方法でやってほしいと。やはり、その区、区長さんが言われたのか、その地域の方がもちろん言われたわけですが、そういう願いが、そういう声がいくつかあるわけですね。

それから、その太鼓橋。今現在の橋よりも2.5メートルほどでしょうか、高くなるということで、太鼓橋のようになるのではないかと。取り付け先を今の橋のつけ根に持ってくれば、平坦な道で、橋で利用できるのではないかと。芦屋橋は、現在の芦屋橋ですね、勾配が大きく、高齢者やそれから自転車で通う人たちにとって非常に勾配が高くてきついと。この、やはり生活者の声ですね、本当にこの橋のルート1、2、3にしてもですね、反映されているのかと。また、こんなことも書かれていますね。地権者に説明がなく、図面を描いて道路が上がると説明されてもいよとはならない。まず地権者に話すべきではないかというような疑問の声。そして、ルート1、ルート3のほうがいいのではないかというような反対の声もあるように、議事録から見ればですね、推察されます。結局、今、先ほど言われたように、ルート2が了承されて、平成26年度から用地買収を開始しましたと。しかしながら、現在、用地買収等は完了はしていませんというように県の回答を聞いております。ある住民からこんなことをぜひ聞いてくれということで、県のほうに問い合わせしたんですが、しかし、残念ながら疑問点に答えることができませんでした。どうということかという、立ち退きの場合、商売を行っている店については、立ち退きの補償と営業補償もあると聞くと。この立ち退きの対象になっているでしょう、はたの石油店、このはた

の石油店のタンク除去費用は通常は営業しておれば営業補償を行い、事業者が撤去すると。ガソリンスタンドのタンク除去費用は、1,000万円は下らないと言われていると。現在、閉店状態であるが、県はどうするのかというふうなことを聞かれたものですから、県のほうに問い合わせしましたけれど、個人情報保護法によって答えられないということでした。当然でしょう。そういうことで、ある住民にはですね、そういうように答えることができなかつたと。疑問点に答えることはできなかつたということを説明しております。

それで、グレードアップのワークショップがですね、皆様方に配付しております資料の最後のページにあるんですけど、これはルート2の写真ですね。こういうふうになりますよ。約2.5メートルほど、今の、現在の高さより高くなるということのようですが、そのためにこの川のつけ根からですね、かなりの手前、両サイド手前から橋ができますので、勾配が非常に高くなる。大きくなる。太鼓橋のようになるのではないかというような不満、不安の声もあったようです。右のほうからですね、親柱が花火のようなもの。そして照明灯が芦屋釜。高欄のデザインパネル、こういうようなことをワークショップで3回にわたって、このようなものを選んだということなんです。私たちは議員としてですね、こういうような話があつてということを知ればですね、我々も何らかの形で調査することもできたんだろうと思います。意見も述べただろうと思います。

それで、私はこのグレードアップの必要性が本当にあるのかなど。高度経済成長時代ならまだしもですね、今の時代は、非常にもう変わりました。少子高齢化社会の中でですね、確かに芦屋町の名将、史跡、そういうものがありますが、それをこの中に埋め込むということについても非常にいい案ではありますけれども、町が示しているスタンダード、標準のそういうパネル、それから親柱だって立派なものです。数千万円かけて、芦屋町も4割、5割負担するんでしょうけれど、本当に必要なのかなというふうに思ったりもします。

それで、質問ですけども、県の話では補償対象物件、建物が9件あるそうです。土地の所有者も十数名いらっしゃるようですが、用地買収がまだ完了していない現在、補償対象者と移転補償の金額や移転先などについて納得していただくように交渉しているという説明でした。そこで、町が主催したグレードアップのためのワークショップは、移転補償の金額や移転先が決まっていない用地買収の対象者の気持ちを考えると、用地買収が完了した後に進めるべきではなかつたかと。円満に解決できる話もうまくいかなくなる場合もあるのではないかというふうに危惧します。だから用地買収が終わってからね、わずか1カ月の間に3回もやったんでしょ。だったら終わってからやればいいじゃありませんか。ということでですね、なんでそんなに急いだのか。質問です。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えします。グレードアップの検討につきましては、平成26年度にですね、グレードアップを検討するという町の方針に基づいてですね、行った次第でございます。その中でですね、県との調整の中で、なるべく早くですね、グレードアップについての素案をですね、出してください。設計もその辺で合わせてですね、調査検討するという事で今年度早く、そして今年度中にですね、それについての協定書をですね、締結したいという県の考え方でございましたので行いました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

県もですね、精力的にそういう対象者の方にですね、円満な解決をとということで頑張っておられますけれど、一方ではね、そういう工事ありきという形で進められるとですね、やっぱり心証を害するんだろうと思いますよ。その地主さんのほうはですね。やっぱり悩んでおられると思うんです。やっぱり移転先もまだ決まっていない、買収金額の金額もまだよく判断できない。そういう中で地域の住民が、代表者の11名の代表者の方々ですね、もうグレードアップのためにですね、そういう話があっていると追い詰められるじゃありませんか。そういう町民の声をですね、地主の声をやっぱり反映してほしかったと思います。

2番目ですけど、西祇園橋かけかえは事業主体が県であれ、行政区域は芦屋町です。執行部が議会等に情報を事前に提供し、共有し合えば、祇園橋かけかえのための議会調査特別委員会などを設置して、生活者の視点に立って工夫し、知恵を出しあって、町民の声が反映されるように議会としても取り組み、県に対して意見や要望を述べる事ができたはずですよ。まさに協働のまちづくりではないでしょうか。今回もまた、町のかかけかえ工事の進め方は、行政主導型であり、住民参画まちづくり条例の趣旨に反しており、まさに議会軽視、町民を置き去りの町行政と言わざるを得ません。課長はこのことについてどう考えていますか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

このことについての御説明を全協でやっていない、これは確かでございます。この件についてはまだ、今、妹川議員がおっしゃられたように、買収等も完了していない中でということでございますので、差し控えておりました。最終的なグレードアップの内容についても、まだ最終決定をしておるわけではございませんので、今後その辺が完了し、きちんとした態勢で建設ができ

るようになった時点ではですね、皆さん方にきちんと報告をしたいと、このように考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあ次に行きます。特別養護老人ホームについてです。私はこの特別養護老人ホームについて、今日まで、福祉課の不適切な処置と疑惑を正すために再三、質問をしてきました。これは議員としての務めと考えております。本日は3点に絞って質問をいたします。

平成25年度の特別養護老人ホーム申請事業者の選定委員会が平成24年11月22日に開催されています。この選定委員会において、事業者が提出した書類の中の役員名簿は選定委員会に配付したのかとの質問に対し、吉永福祉課長は「事業者が提出した役員名簿を含めて、全部の資料を提供した。」と、さきの6月議会、9月議会で答弁しております。私は、この、事実かどうかを確かめるために、選定委員会の会議録を請求しております。この25年度は慶愛優、いわゆる若松歯科さんですね、と孝徳会の2社が応募しております。御存知のように、孝徳会は、なりすまし同意書を提出するために、分筆した業者です。最終的に町は意見書を出しましたが、県は不採択にした会社ですね。それで会議録を見てみますと、選定委員会のある委員から「若松さんはなぜ役員名簿がないのか。」と。この役員名簿というのは、理事名、評議員会、そういう方々の名前が出た履歴書みたいなものなのですが、その質問に対し、福祉課による司会者は次のように答えています。「名簿については、名前が記載されているということで資料から外した。」と。私はこのような記述文書を見て啞然としました。目を疑いました。吉永福祉課長は「事業者が提出した役員名簿を含めて、全部の資料は提供した。」と議会で答弁していましたが、選定委員会の会議録の内容と異なるけれど、どちらが真実ですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

さきの議会では、選定委員会において事業者が提出した資料は全て提供したと答弁していましたが、福岡県が指定する様式である社会福祉法人の役員就任予定者名簿及び誓約書、履歴書については選定委員会へ提出しておりませんでした。記憶違いで御迷惑をおかけしたことに對しまして、申しわけありませんでした。

選定委員会へ提出しなかった3種類の資料については、特別養護老人ホームと社会福祉法人を新規に設立する場合において、許認可権を持つ福岡県が社会福祉法人審査要綱及び審査基準に基

づいて、社会福祉法人の設立の審査において使用するものであって、芦屋町の協議要項に基づく事業者選定において使用しない資料であること、資料には個人名の記載など多くの個人情報が含まれていることから、選定委員会配付資料として除外したものでございます。

なお、芦屋町は、事業者からの協議を受け付けるに当たり、社会福祉法人の設立に係る資料を含め、全ての資料が提出されていることを選定委員会に報告しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

新規の場合は、そういう名簿は提出しないで、配付しないでいいという簡単に言えば、そういうことですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

言いました3種の資料につきましては、芦屋町が協議要項に定めた事業者において、事業者を選定するために必要な資料ではない。福岡県が社会福祉法人を認可するときに審査するときの資料でございます。そのために除外したものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

よくわかりませんね。この選定委員会の資料ですか。資料には、評価の基準として、役員の理事会理事、そして理事をチェックする、そういう評議員名、そういうものは非常に大事であるから、評価基準のものであるというような書かれていながら、それを出さないということは非常に、意図的に排除したような感じがするわけですけども。そういう新規事業者であるから、また社福ではないから、だからこそ、そういう理事やそういう評議員名を出すことによって、その事業者の理事、役員の方々がどういふ方々が賛同しているのか。ないしはその中の条件として、その役員名、評議員の中に暴力団とか、そういうさまざまな悪影響のあるような人がいるかないか、そういうことを審査するのが審査委員会であり、そういうことをやるのが当然の義務ではありませんか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、最後に申されました暴力団の関係と言われるのは、芦屋町の協議要項ですね。その当時つくっております協議要項には、そういったものに該当しておればですね、応募できませんよということで、その点については、全て関係者の方は理事、役員問わず、申請者自身ですね、全て警察署のほうには照会させております。ただし、いわゆる社会福祉法人の理事にどなたがなられる予定なのか、評議員にどなたがなられる予定なのか。そういったものは先ほど言いましたように、平成25年度高齢者福祉施設等整備施設に係る協議手続、この中について福岡県の事務として規定されてありますので、うちの方には特段は関係ない。そこら辺で審議するものではございません。芦屋町で審議するものは、平成25年度芦屋町福祉施設等の施設整備事業者協議要項ですね、先ほどから協議要項と言っておりますけども、ここで審査項目として施設整備の必要性、それから運営方針ですね、地域福祉の取り組み、サービスの質の向上、利用者保護対策、それから資金計画、財務状況ですね、建設予定地、周辺状況等施設整備、創意工夫のある設計、それから取り組みの特徴としてハード、ソフト面を通じて質の高いサービスを影響するための具体的取り組みなどということで審査項目、芦屋町はこれについて一事業者を選定するというので、選定委員会を開いております。そのための設置目的が選定委員会ですので、当該資料については、当日は用いられる必要はなかったということでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあ25年度はそうやって名簿を外した。外すという必要性があったと。じゃあ26年度の慶愛優とソレイユとの場合はどうなんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

同様でございます。それから名簿につきましては、先ほど申し上げましたけども、社会福祉法人を新たに設立する場合において必要な名簿でございます。従いまして、例えば、ソレイユであればですね、もう社会福祉法人を既に設立しておりますので、提出資料として名簿を出す必要もございませんので、そもそも一方の業者は出す必要のない資料であるということ。そういう意味からも、何と言いますかね、この芦屋町の選定委員会には必要のないという資料だったわけでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私が質問しているのは、平成26年度のときに若松歯科、慶愛優の役員名簿も外したということですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ちょっとそこら辺は、記憶はございませんけれども、恐らく同様の手続をとられたんじゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

26年度の議事録には、若松歯科が前回の9月議会で延々と手記を述べられましたね。外されたと。個人情報保護法に基づいて、これは外しますというふうにおっしゃったことについては、9月議会では記憶にありませんと言われて、今も記憶がありませんと言われましたね。議事録を見てみますとその内容がないんですよ。私は、それは隠蔽工作として、その部分を削除したのではないかという疑いを持たざるを得ません。じゃあ次に行きます。時間がありませんので。

2番目、平成25年6月、町はNPO法人オンブズマンによって、文書非開示事件として提訴され、町は地裁で敗訴。町は直ちに高裁に控訴したが、敗訴しました。その間に平成26年5月16日に提出した町の証拠説明書の中で、吉永福祉課長の名のもとに「某議員が農業者に、建設に反対してくれなどの妨害行為をした」という内容の報告書を提出しています。私、手元にありますが、こういうものをですね、提出しているのですね。裁判所、この控訴はですね、町長の名で弁護士を通して控訴されたわけですからけれども、なぜこの報告書がですね、町長の名前ではなくて、なぜ福祉課長の名前になっているんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

それにつきましては、当時の弁護士ですね、の指導によるものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

町長にも質問したいんですけど、町長はそのことを当然知った上での、福祉課長の名前で出されたらと思うんですけど、まあこれ、刑事事件等になったときにですね、これはトカゲの尻尾切りになるようなものにしてしまったのかなと疑いを持つわけですけどね。非常に不思議でたまりません。

そして、じゃあ某議員とは誰のことを言っているんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

それについては、以前も質問がございましたけども、答えておりませんので、そのとおりでございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

以前ですね、質問したときにですね、2つの理由で回答なされませんでしたね。1つが、私が書いた文章ですから、それをとやかくと言いましょうか、私から質問を受けて答える必要がない。また、私がそれに対して、再度質問しましたら、今、裁判中ですので答えられませんと。そういうようなへ理屈的な発言を答弁されていましたが。もう裁判終わっているじゃありませんか。答えてみたらどうですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、議員が言われたのは、妹川議員がその当時、誰ですかという質問に対しての答えでは、私の答えではございません。その当時の答えとしましては、私の方からは申し上げることができませんということで黒塗りの状態ですということが御回答だったと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私はね、その内容を福祉課長の名前で出したことにも疑問なんですけども、報告書の内容がね、農業者の了解もなし。しかも都合のいいように捏造して、虚偽の報告書を提出した。人権侵害で

す。もうこれは誣告罪に値するようなものなんですよ。私はこんなことを、平気であなたがへ理屈を言ったり、転嫁したりされてますけど、あなた自身の心。人はだませてもね、自分自身の心はだませられないという格言がありますけど、課長は福祉課長として、人間として、心が痛まないのだろうかと非常に不思議に思っております。次に行きます。

平成25年度の特別養護老人ホーム申請に関して、犯罪行為があったと福祉課長は議会で答弁し、また、裁判所には妨害行為が行われていたという報告書を提出しています。あなたは市民オンブズマンに対して「動かないでください、現在警察が入っています。」とか、私には「特養の選定に対して妨害行為という犯罪行為があった。その犯人の尻尾をつかんだ。警察に資料を提出する準備をしている。」ということを行いながら、手錠がかけられた様子を示し、「妹川議員、深入りしない方がいいですよ。」と、あなたは話をされました。ということで、あなたはそういう警察に出す資料を準備しているということでしたけれども、実際に警察に関係書類を提出しましたか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

弁護士にも相談したんですけれども、総合的に判断して、告訴には至っておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

まあね、当然のことでしょう。そういうことで警察が受け付けるはずもないし、また事実でもない、そういう捏造文書をね、また出してもね、受けるはずがありませんが。

私はですね、個人的なことで申しわけありませんが、私は教育に40年間携わってきました。校内の生徒同士の暴力事件とか喫煙、それからいじめ、不登校生徒に対応してきました。早急なる解決を図るために、生徒を追い詰めたりもせず、生徒の言いわけがあっても強く追求せず、みずからが非を認めるまでゆっくりと膝を交えて、また、家庭訪問して家庭と家族と話し合う。そして解決してきたと自負しております。そのためには、ときには生徒の逃げ道を残す方法もとってきました。この手法が、議員と職場の職員にも当てはまると認識しています。私も、この執行部の皆さんに対して、非常に問題点のある発言があっても、それは笑って済ますこともあります。ところが、余りにも言動がひどすぎる吉永課長にはね、どう対応すべきか頭を悩ませているんですよ、私。やはり、自分自身をだまさないような言動をとってほしいと思います。次に行きます。

職員の懲罰の手続について。芦屋町職員倫理条例及び芦屋町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の趣旨に反する職員の懲罰の手続について聞きたいと思います。お願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町職員倫理条例の第1条に目的が書いてありますので、そちらの方を読みながら順次説明したいと思います。

この条例の第1条では、「職員が町民全体の奉仕者であってその職務は町民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持・向上に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的」としております。

第3条では、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則が5項目うたわれております。

1. 職員は、町民全体の奉仕者である事を自覚し、町民の視点に立って、常に公正な職務の執行に当たる。

2. 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いない。

3. 権限の行使に当たっては、町民の疑惑や不信を招くような行為をしない。

4. 職務の遂行に当たっては、公私の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組む。

5. 勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭において行動する。

のどれに該当するのか。また、この倫理原則を踏まえ、職員倫理規則において、職員の職務に利害関係者を有する者からの贈与等の禁止及び制限等、職員の職務に利害関係者を有する者とのその接触、その他町民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関して、規則で定める利害関係者との禁止行為に該当するものであるのかでございます。

任命権者は、職員が職員倫理規則で定める利害関係者との禁止行為を行っていた疑いがあると思料する場合は、当該行為に関する調査を行い、その結果を職員倫理審査会に報告します。職員倫理審査委員会は、調査結果の報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、任命権者に意見を述べることができます。

任命権者は、職員にこの条例またはこの条例に基づく規則に違反する行為があったと認められる場合には、その違反の程度に応じて懲戒処分等人事管理上必要な措置を行います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今のあれは、(1)言われたんですかね。言動で明らかになった場合。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

明らかになった場合、どのような手順で進めていくのかという形で、それがあつた場合には、最終的にはそういう審査会にかかって、懲戒処分に、もし該当するものであれば懲戒処分になることがありますよという形で答えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあ2番目に趣旨に反する言動によって、町民の人格権や名誉が傷つけられた場合、また町民の疑惑や不信を招くような行為があつた場合、町民は町に対して、どのような手続で申し入れができるのか。お願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

懲戒処分を行う案件が発生した場合には、そういう倫理条例に反する行為や地方公務員法の職務上の義務や身分上の義務違反があつた場合は、総務課人事係のほうで対応することとなります。申し入れ等がございましたら、いつ、どこで、誰が、どのようなことがあつたという形の中の事実関係等の内容を書面で出していただいて、その確認を行うというような形にはなるかと思えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあ、そういうような町民のほうから、そういう文書等で総務課のほうに出された場合は、総務課はその事務局といひましようか、職員倫理審査条例に基づいて、また懲罰の手続に基づいてどのようにされますか。受け取つた場合は。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に事実関係を確認して、それがどうなのであるかという判断を行つて、それが職員倫理条例に報告した、審査会にかけた方がいいという案件であれば、審査会にかけていただいて、審

議というか意見を聞くことができるという形になっておりますので、意見を聞くという形になるかというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私がですね、なぜこのような質問をするかと言いますと、今、職員倫理条例をずっと読んでおられましたけども、職員は町民全体の奉仕者である。そして町民から負託された公務である。職員の職務に倫理の保持・向上に努める。町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ること。町民の信頼を確保すること。そしてこの条例については、職員ですから、町長や執行部は除かれるということですが。町長は職員倫理条例の最高責任者として、条例の趣旨に従って、人格高潔さのもと、率先して模範を示し、そして職員に注意を喚起し、公正な職務の遂行の確保に資するために啓発等必要な措置を講じるというものだとは感じております。さきの地方公務員法第29条によって、平成21年5月には建設工事担当者による競売入札妨害事件が発生しまして、そして停職。そして最後には、最終的には町行政の最高責任者の町長や副町長も減給の措置を取られたようです。その後、刑事事件として有罪判決を受けて、失職したというふうに聞いています。

また、平成24年10月には教育委員会の職員の不祥事事件で懲戒処分的事件があったと。それでこの職員の倫理条例や懲罰の手続のことについて職員が一丸となってこの、職員が町民全体の奉仕者であるという認識のもとにですね、働いてある方もたくさんいらっしゃると思いますが、私は1つ、2つ質問をいたします。

吉永課長のこれまでの言動は、さきの2人の被処分者に比べものにならないほど悪質極まりない言動です。先ほども議会で間違っておりましたと。私は6月議会、9月議会でちゃんと再度質問し、確認したんです。全部に、皆さん方に配付したと。これは簡単にね、訂正しただけでは済まされませんよ。

そして、教育長にお聞きいたします。この懲罰、職員の懲罰の手続については、教育長が責任者と聞いております。それで教育長にお聞きしますが、吉永課長は、町民を陥れるために裁判所に捏造した虚偽の報告書を提出した。また、職務専念義務違反と思われるような言動を行ってきております。また、町民や議員を威圧する、あるまじき言動は公務員として資質を問わなければなりません。吉永福祉課長に対して事情聴取を行ったことがありますか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

そういう事はしておりません。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

ぜひですね、あの私は議会でさまざまな資料を提出し、また、吉永課長の名のもとに提出した裁判所の資料の中の報告書ですね。それから、孝徳会の場合に、隣接地権者の地主の件は分筆して、それをなりすまし同意書として認可していると。まあこれを県が認めたからとかいうふうに転嫁しておりますけれど、そういうさまざまなものを議会ですべて言っていますし、資料も提出しております。ぜひですね、事情聴取をしていただきたいと思います。

もう1点ですが、町長の6月議会での妻のうわさ発言は、芦屋町個人情報保護法や地方公務員法の秘密を守る義務違反と私は考えます。公務上知り得た情報を漏洩した町長に対して、事情聴取を行ったことがありますか。教育長。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

ありません。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私たち議員はですね、町民から知り得た情報が仮にうわさであっても、疑惑につながる内容であれば、町執行部に対して、町に対して確認し、正すことが議員の務めです。歴史は繰り返すと言われるが、いつの時代においても権力が絶対的に腐敗するとの格言があります。これはもう全国の自治体や首長や、さまざまな、今、事件になっていますね。そういう権力は絶対的に腐敗するとの格言があるんです。だからこそね、権力が腐敗しないために、議員が積極的にチェック機能を果たす責務があるんです。逆に言えば、町長執行部が、首長がですね、議員がそういうチェック機能を果たすことが、その首長の務めを、町政や県政を反映できる、県民のために町民のために反映されていくわけですから、むしろありがたいと思ってほしいと思うのです。そういう意味で議員は積極的にですね、そういううわさであれ、疑惑につながるようなものがあれば、それを正して、そして執行部がそういう事は一切ありませんと、こういうふうに言われれば、それで結構なんですね。

また一方、執行部の皆さんを初め、職員はお互いに自浄作用を高め合うことが求められます。不祥事が行われないよう、芦屋町職員倫理条例の趣旨を徹底的に啓発し、綱紀粛正を図るべきで

す。また、加えて、町行政の透明性を高め、常に町行政が適切、適法かつ公正なものに保つために、公益通報者保護法いわゆる内部告発者保護法に基づいて、条例制定を検討すべき時期と思います。けさの新聞にもそういう内部告発者保護法に基づいてということで、これは企業に対しての新聞記事でしたけども。今、消費者庁もですね、各自治体にもそういう条例制定の動きを進めております。芦屋町は残念ながら、いつでしたかね、私、一度そのことについては、そういう回答を得ておりませんが、ぜひですね、消費者庁が進めていく条例制定をね、検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

内部通報の件でよろしいですかね。いわゆる法律の中でそれについては、対応できると考えております。したがって、法が認めておる以上は、総務課のほうに通報があった場合は、その内容として対応するという事は可能と思います。ただし、前回、一般質問でもなんかこの件についてございましたが、今、これを具体的にどうするかということは、私どもの条例または規則、要綱いろいろございますので、その中で総務課の方で検討しておるといふ段階だといふふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今ですね、そういう公益通報者保護法の中で、各自治体がですね、内部告発者保護法を今策定しております。そして、これをですね、その審査する方々は、弁護士とかですね、いわゆる部外者の方々が入って、秘密を完全に守るといふことで。今、例えば口ききですね、口ききからこういうことのお願ひがあるからといって、議員さんを通して行政に申し入れするわけですね。もちろん区長さんを通してもらいたいという町の気持ちもわかりますが、議員さんが、私も1度、2度それはあります。例えば、組に入っておられない方、組に入っておられないものですから、区長を通して話したらどうですかと、自分が区に入っていないから、区長を通すのは難しいといふことで、私が話をしたことが2度ほどあります。町としてはすぐにですね、対処していただいたわけですけど。

今、ある自治体はですね、そういう私の場合も口ききになったのかもしれませんが、そういうことを必ず誰々議員からこういうような要望、こういう話がありましたといふことをネットで出すんですね。ネットで出すんですよ。今まで、ある自治体はですね、そういう議員さんやら、ま

た関係の団体からですね、口ききのようなものがあった際、かなり数があつて、それで職員の方が非常に大変な迷惑をかけるというか、できるものならともかくできないものまでですね、やられたら困りますから。そういうのがあつて、そこの執行部はそれをネットで出したわけですよ。そうしましたら、そういう議員からの、関係団体のほうからですね、そういう口利きとなるのかならないのかわかりませんが、そういうものがゼロに近いようになりましたということでした。芦屋町がそういうまた口利きのようなものがあるのかどうかわかりませんが、公正さを保つためにはですね、そういうものも必要ではないかと。もちろんそこの自治体は、内部告発者保護法に基づき制定されております。

私たちは、町民から負託を受けている議員です。町長もですね、そういう負託を受けて、芦屋町政をともに行っているわけですがけれども。私はよくこういう話を聞きます。執行部と議会は車の両輪であると。私は間違っていると思うんですよ。私は、芦屋町の執行部が適正な町政を、町行政を行ってもらうために、議会はチェック機能を果たすと。だから両輪ではあつてはいけない。もちろん私たちが、執行部が決めたことに対して、提案されたことについて、もちろん正しいことであれば賛成をいたしますし、そうでなければチェック機能を果たすということですね、あくまでも車の両輪ではないんだよと。まあそういうことで、私たちの議員としての姿勢を保つ必要があるのではなからうかと。そのことによって権力が絶対的に腐敗するということをなくしていく。そういう意味で両輪であつてはならない。また、町長としても先ほど言いましたように、そういうあらゆる問題について指摘をしていただきたいというような、そういう立場を、信念を通していきたいというふうに考えます。

時間が来ましたので、妹川の、これの一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、8番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

8番、田島憲道です。

ああ、実に重い。ちょっと空気の入替えをしてほしいと。建設的にいきましょう、建設的に。

あのですね、きょうは私にとって記念日なんですよ。10年連続、ことし最後の12月議会での一般質問の最後。これ、10年連続大トリやらせていただいております。

思い起こせば10年前の芦屋町では大変な状況でした。先日、貝掛議員の一般質問でも言われてましたけど、定年退職者、団塊の世代の方が30名、目前に控えていたりとか、競艇場の家賃

が入らないとか、それで砂浜の美術展を中止にして、花火も中止になった。そんな状況の中ですね、また夕張ショックもあって、夕張市破綻の報道です。芦屋町、大丈夫かという状況でした。あの当時の町長、僕は恨みましたね。何で競艇をナイターにしておかなかったのかと。何もいろいろなことをわかっていないから。そういった状況、本当、血気盛んでありました。町議会議員に、町議会の選挙に挑戦して、今、今日まで至っています。そしてですね、次なる10年はどのようになっているのか。

先日、日経新聞で特集が組んでありましたが、過疎地などの公共バス、あと車ですね。これ自動運転化が10年後は始まっているだろうと。これがですね、人々の暮らしを支えているだろうと言われておりますし、今、人々はそれを望んでおります。きょうの1問目の質問なんかは、多分10年後にはクリアされている問題だと思います。

ところで、皆さんスマホ使っていますか。スマホ使ってる方。町長ですね。町長、iPhoneですか。Siriに話しかけていますか。これもAIなんですよ。これ第4次産業革命なんですよ。このiPhoneですね、10年前なかったんですよ。スマートフォン、8年前からスティーブ・ジョブズさんが世に出して、今に至っております。こういったことを踏まえながら、1問目の質問に行かせていただきます。

件名1、夏休みに起きたラジオ体操帰りの小学生を襲った交通事故について質問します。全国的にもニュースになっておりますが、無謀な運転により、通学児童が犠牲になる大変痛ましい事故が多発しています。芦屋町でも、さまざまな交通事故防止対策を実施しているにもかかわらず、この夏休みにラジオ体操を終えて、帰宅中の小学生グループが栗屋公民館前の黄色の点滅信号機の横断歩道を横断中に、居眠り運転の車はその児童のグループに突っ込むという事故が発生しました。皆さんの記憶に新しいことだと思いますが。ほかにもですね、また高齢者ドライバーの事故も急増しています。

先日もスーパーはまゆうに自家用車が突っ込む事故がありました。山鹿のポプラでもですね、僕の親しいおいちゃんがですね、ブレーキとアクセル踏み間違えて、ガラスを突き破るという事故がっております。300万円請求が来たと言っておりますが。幸いにもですね、巻き添えの惨事には至らなかったんですが。そのほかにも、きのう、おとといですかね、病院に車が突っ込んだとか、こういったニュースがですね、全国的にも本当最近多いです。無謀な運転により、通学児童が犠牲になる大変痛ましい事故が多数発生しています。①芦屋町ではこの事故をどのように認識しているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

事故現場付近の国道495号線は、押しボタン式の黄色点滅信号が連続して4基設置されており、S字カーブで見通しが悪い場所となっております。

この事故の件は、交通安全推進会議でも議題となり、秋の交通安全運動期間中の早朝街頭指導を行うことになりました。実際に横断歩道に立ってみたのですが、黄色点滅信号を通過する車両の多くは速度を落とさず進入してきます。児童たちを横断させるためには、押しボタンを押し、信号が青になったのを確認し、渡らすのではなく、通行車両が確実にとまったのを確認してからでなくては、渡らすことは危険と感じました。

今回の事故は、運転者の前方不注意とのことですが、速度を落とさず横断歩道に突っ込まれば、大事故にもつながりますので、何らかの対応は必要と認識しています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

これですね、奇跡じゃないかと思うんですよね。下手したら大変な事故なんですよ。この小学校1年生の女の子はですね、3週間から4週間入院していたみたいで、この夏休みを棒に振っているわけですよ。今は明るい、大変明るい元気な子らしくてですね、元気に登校しておるんですが、そのグループの中に、やっぱり、いまだに怖がっているお子さんがいてですね、お父さんと一緒に手をつないでじゃないと、その横断歩道を渡れないということがあっております。

そこでですね、2回目の質問で、芦屋町では、小中学校の子供たちや父兄に対して説明などは、この事故のことに關して説明などはやっていますか。また、そのグループに対する子供たちや親御さんたちの心のケアはどうされているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

ラジオ体操で、私はラジオ体操を推進するほうでございます。区長様にお願いして、ぜひ夏休みの期間中に子供たちにラジオ体操させてくださいと、町で。一つは、ラジオ体操は体力づくりもそうなんですけど、規則正しい生活を夏休みに続けていただきたい。合わせて、それを核にして地域の方々が一緒にラジオ体操をする。そして、できたら御高齢の方々も含めて、年中にラジオ体操していただきたいと。そのことで、お年寄りの方との健康を維持増進にもつながるということも含めて、ラジオ体操を、お願いをいたしました。そのことがこのような結果、起こったというんで、大変申しわけないなと心に思っておりますが。幸い、私、初めて事故を聞いたときに、横断歩道をめっちゃくちゃ渡ったんのかなと思いましたが、きちんと信号を押し、ボ

タンを押して、そしてきちんと信号に沿って渡っていたと。これを聞いて、一つはちょっと安心をしました。子供たちがしっかりしているやなと思いました。しかし、事故が起こった以上はもういたし方ないんですが、この件について、大変、各区長さん、石川区長さんが会長さんでしたが、区長さん、地域の方々には御心配をおかけしたというふうに思っております。おっしゃるとおり入院しておりますけど、確かにその時一緒にいた子供は、怖いというのは聞いております。これは学校が対応をしっかりしていただきましたので、校長が何度もお見舞いに行ったりという形をしてはおりますが。町としてどうしたかという話では、私はしておりませんと答える以外ないと思っています。

これを機会に、交通協議会に、先ほど課長が申しました、あの中でも話題になりましたし、ぜひ安全については、改めて交通安全について指導した、学校通して指導したというところでございます。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 新開 晴浩君**

事故に遭われました児童や当時その場所にいたほかの児童たちの心のケアに関しましては、確かに議員おっしゃるように、親と手をつながないと渡れない。あと、しばらくは布団にくるまってガタガタ震えて眠れないという子もいらっしゃったと聞きました。学校と協議しまして、もしそういった症状が続くようでありましたら、スクールカウンセラーのですね、面接を受けるようにですね、学校側とは調整をしておりましたが、実際には受けるには至っていないと認識しております。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

田島議員。

**○議員 8番 田島 憲道君**

ぜひとも、今後とも何があるかわかりませんから、見守っていただきたいと思っております。これですね、黄色の点滅信号、これ、注意して渡りなさいといふところなんですよね。しかし、ここはですね、ほとんどの車がバンバン飛ばして通過して行っていますね。この事故現場について、いろいろ今まで、これまでですね、僕の記憶によれば、果物屋さんのおいちゃんとか、よく知っているおばちゃんがここで、四、五年前になるかな、ここでひかれて亡くなっている地区ですよね、このあたりというのは。この現場についてですね、いろいろ区長さんから、PTAさんから要望が出ていると思うんですが、その対処、進捗状況をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

この事故の関係で、PTAの方やいろんな方が、いろいろな部署へ要望を上げられています。そこで、窓口を環境住宅課交通公園係とし、また、要望の取りまとめを栗屋区長にお願いさせていただきました。

要望事項としましては、点滅信号機が連続して4基あるため、安易な気持ちで運転している人が見られるとのことから、点滅信号機を半感应式へ変更してほしいとのこと。路面に、減速マークなどの表示、危険区域のカラー舗装及びランブルストリップスの設置。スマートフォン等を操作しながらの運転者への交通指導が上げられていました。

この要望を受け、まず、栗屋公民館前の点滅信号機の変更についてですが、折尾警察署に確認したところ、半感应式信号に変えるには定周期式信号機の設置が必要とのことで、道路上が交差し、十分な道幅があって、なおかつ、それぞれの交差した道路の交通量が多くなければ設置できないとのことでした。

次に、路面表示などの注意喚起策として、県土整備事務所と協議を行い、カラー舗装や減速マークなどの道路標示は町から要望を上げてもらえば、行うことができるとのことでしたので、栗屋区長と協議調整を行い、11月4日付で、町長名で要望を上げているところです。なお、県土整備事務所から今年度中に対応するとの連絡をいただいております。

次に、スマートフォン等を操作しながらの運転への指導に対する周知としては、折尾警察署への指導の徹底をお願いするとともに、町としても12月発行する芦屋町交通安全新聞やホームページに周知徹底を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

そもそも本当、運転手が、基本的にはね、気をつけるべきだと、そういう問題だと思っているんですよ。例えば、副町長の車なんかですね、副町長、「アイサイト」がついてますね。あれがついてたら絶対、こんな事件、事故が起きないわけですよ。このほかにもですね、芦屋町にはもともと道が細いところですので、行政的な対応が必要でないかと思うんですよ。芦屋町の町内で子供さんが危険だなと思う場所、道路がいくつかありますが、ちょっとここでいくつか挙げてみたいと思います。

例えばですね、芦屋中学校前から旧おんしんビル、これ僕の家の前ですけど、通学路の問題で

ここは、今までいろいろなことで聞いたことがありますけど、下校中に中学生がいっぱい、道いっぱい広がって歩いたりとか、下り坂で自転車がものすごいスピードで降りてきたりします。何度か事故が遭ってますね。また車も一時停止せずに曲がったりするんですね。この四つ角は大変危険です。だからもう通学路としては、役場の組合事務所ですか、あそこ経由したりとかいうような通学路の変更も必要じゃないかと思います。

そして祇園橋、先ほどちょっといろいろな、さっき妹川さんのところで話が出ていますが、ここも信号がないでしょう。道路が細い。かなり、すごいスピードで車が飛ばすんですよ。30キロとか書いてなかったですかね、あそこは。またですね、最近カラー舗装しております。その上、デイサービスの施設ができてですね、もう昔と変わってとんですね。交通量も多くなっています。それから祇園橋のかけかえがあればですね、いろいろな車の流れが、またふえるじゃないかと思って。横断歩道の設置や見通しが悪い岡湊神社のところなんかですね。

そして金元肉屋さん。最近お弁当を精力的に頑張っております。あんなところはですね、やっぱり反射鏡とか標識などの対策が必要じゃないかと思います。

そして後はですね、ほっともっと周辺から居酒屋のZ e 好調さんの所もですね、事故が大変多いですね。ここも何度か点滅信号の設置をお願いしていると周辺の方に聞いたことがありますが、なかなか実現しません。

今ですね、海水浴、大変な人がプールに、海水浴シーズンに来ております。また砂像展とかですね、商工会のイベントで海岸に誘導しているんですよ。これやっぱり交通量もふえているので、何らかの対策が講じられなきゃいけないと思っているんですが、皆さんどうお考えになるかです。

そしてですね、町内車で回っていると、僕、今まで何回も言ったことありますが、街路樹、低木の街路樹なんかですね、大いに茂ってあります。ドライバー目線だと本当、子供の低学年の子供なんか歩いていると、アベリヤが視線を遮ってしまうんですよ。これは本当、以前から言っています。

そしてですね、横断歩道、停止線も消えかかっているところが多いんですね。これやっぱりね、改善していかなくちゃいけないと思いますし、新たな事故が発生しないように、速やかな対応が求められていると思います。このことについて町長の考え、お聞かせいただきます。

#### ○議長 小田 武人君

町長。

#### ○町長 波多野茂丸君

子供の交通事故、子供だけにかかわらず、芦屋町民の皆様方の交通事故につきましては、話を聞くたびに非常に心が痛むわけでございます。特に最近では、高齢者の方の事故がですね、盛ん

にマスコミで流れておりまして、非常に痛ましい事故が起こってあるわけでありまして。

つい先日も、博多でタクシーが病院に突っ込んで御両親が亡くなって、子供さんが1人だけ残ったということですね。

この交通安全問題につきましては、芦屋町にも交通安全推進協議会がございますので、協議会、各層からおいでいただいております。非常に皆さん、解決策というのを見出すにはどうしたらいいのか。やはり、折尾署の交通課、警察のほうにもやはり、距離規制だとか、いろいろ大きい道と小さい道はどうなっているのか、交差しているのか。今、議員が言われました栗屋のあそこの、事故があった場所につきましては、もう随分昔から、歩道橋をつけたらどうかとかですね、そういう論議がいろいろ、何十年もあったわけでございますが。そして、ああいうような信号機がついたわけでございます。このことにつきましては、危険箇所を十分チェックし、警察との協議をですね、深めていって、やはり、警察もいろいろな規則だとか法律だとかあるでしょうけど。しかし、それでは解決できない。議員がいろいろ指摘されたところは、まさにそれだと思うわけでございます。そういうことは膝をつき合わせてですね、当局とじっくり話し合わなければならぬなど、つい最近感じておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

町長、ありがとうございます。

続いて件名2の地方創生応援税制、これ企業版ふるさと納税とも言われております。その取り組みについて聞きます。

従来のふるさと納税については、芦屋町は本来の趣旨である善意による寄附に基づき、過敏、過熱化している返礼品とは一線を画しておりますが、今年度から始まった企業版ふるさと納税について、芦屋町としての取り組みをお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

まず、この制度の背景としまして、地方創生を実現するためには、産業界や行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなど各界、各層の参画と協力のもと、取り組みを進めていくことが必要です。中でも産業界、つまり民間企業の役割は非常に大きなものがあります。こうした考え方のもと、民間企業の皆様から積極的に寄附を行っていただけるよう税制改正が行われ、地方創生応援税制いわゆる企業版ふるさと納税が創設されました。

具体的には、志のある企業が地方公共団体の地方創生のプロジェクトに対し寄附をした場合、寄附に係る税負担を軽減しようというもので、例えば100万円の寄附をした場合、今までは30万円の軽減効果だったものが、今回から倍の60万円になるというものでございます。

事務的な流れとしましては、地方公共団体が寄附活用事業を企画立案し、企業に相談を行い、寄附の見込みが立った上で、その事業を国へ申請します。認定が降りれば公表され、新たな企業も含め、寄附の検討が進められることとなります。その後、認定を受けた事業を実施し、事業費が確定した後に寄附が行われるというものでございます。

現在、県内では久留米市や宗像市が国の認定を受けているところです。寄附をしていただく企業への営業活動や寄附をした企業が所在する他の地方公共団体の法人税が減ることなどの課題もありますが、この制度は、企業としましても社会貢献等のイメージアップにつながることから今後の広がりも期待されますので、実施団体の調査・研究を進め、検討したいと考えております。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

田島議員。

**○議員 8番 田島 憲道君**

これについてはですね、ことしの8月2日に各自治体の認定事業、102事業が決まりました。平成28年度の事業費は47億、全体で323億がまずこれ第一弾です。これにはですね、冒頭に話しました夕張市に対し、ニトリが総額5億円の申し出があり、これ話題になりました。ふるさと納税というのは、何か夕張市のためにあるんじゃないかなとか思ったりしますけど。いろいろな方法で夕張市はお金を集めることができています。返礼品にあの夕張メロンとか入れたりとかして、パンクしている状態だと聞いておりますけど。先ほど課長から説明がありましたけど、この近辺ではですね、宗像市が認定されました。これは世界文化遺産登録をきっかけとした宗像・大島創生プロジェクト、今年度4,000万円だそうです。

そしてですね、第二弾の発表が11月25日にありました。55の事業に対し、今年度76億円、全体の事業が356億円です。北九州市はですね、これに2つも載せてきました。小倉城周辺魅力向上計画、今年度2,500万円です。もう1つは、北九州に新しくできるスタジアムですね、サッカー場ですね。これを活用したラグビー等によるシビックプライド醸成計画3,950万円です。

そしてですね、内閣府は今後の予定として第3回、平成29年1月に申請してくれと。3月中に認定を出しますと。平成29年度以降は5月、9月、1月の年3回に申請、受け付けを予定するということであります。僕もですね、内閣府のサイトを開いて申請マニュアルなどをちょっと開いて、取り寄せたりしているのですが。これですね、先ほど説明、課長から説明もあつてます

けど、対象となる地方公共団体は、地方版まち・ひと・しごと総合戦略を策定する地方公共団体を対象としますと書いています。そして、この優遇措置を受けるための手続には、地方版総合戦略に位置づけられた事業であるということです。KPIの設定等をですね、ありまして、地域再生計画を策定し、国の認定を受けなければいけないと書いております。要はですね、これに書いとかないかということなんですよね。この芦屋町まち・ひと・しごと総合戦略です。これ、僕は去年ふるさと納税のことで質問しました。その時、今でもバスに乗り遅れているじゃないかなとか思っているんですが、そのときに企業版ができますよということ指摘しまして、これは本当、返礼品がいらないんだからと。これ、ぜひやるべきじゃないかということ思っております。砂像とかですね、釜の里なんかは、これによってお金を集めやすくなるんじゃないかと話したと思うんですが。

2回目の質問です。これについてですね、第3回の申請に間に合うように対処するのか、29年度目指してやるのか、課長お尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

選考の団体の方にお問い合わせさせていただいて、いろいろな話を聞かせてもらっています。例えば、工業団地、産業団地がある市町村ですが、そういうところは本社が当該の市町村にない進出企業に対してお願いをされたと。また、東京事務所がある団体は、そこを通じていろいろな企業さん問い合わせをしたりしているという方法で取り組んでいるみたいです。そのほかにも社長さんがその市町村の出身者というケースもあるということで、もちろん企業のCSR活動ですか、そういうことで寄附の申し込みがあり、それに合わせて事業計画を策定するという団体もあるというふうに聞いております。

いずれにしても、選考団体ですね、手法とこれから情報収集しながら、議員さん言われるように、芦屋町では特に釜の里だとか砂像というのは、日本だけでなく、世界にも発信できるようなレベルになる可能性はありますので、ぜひそういう取り組みをして、状況によっては、早く申請ができればと期待しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

全国にはですね、芦屋町出身で東京とかで頑張って、大企業に勤めていたり、社長になってたりする方もいらっしゃるんですよ。住んでいるところはもう千葉とか埼玉だったりして、会社の

事業所は港区とかにあったりします。何の縁もないその事業者が港区に10億、20億の税金を納めていたりしています。そういった人たちがですね、こういうものを使えばですね、本当、中身ですね。本当、気持ち、志、課長が言われた志で芦屋町に寄附するということができるんですよ。これを本当、大事にしていかなきゃいけないんじゃないかと、研究を進めていかないといけないんじゃないかと僕は思っております。

政府はですね、この総合戦略でKPIという数値目標を、先ほども話しましたが、設定を求めてきております。それで、人口ビジョンで2030年に人口1万人切るところは、実は容赦なく広域圏の合併は避けられないよというような動きをですね、いくつか見せてきておるんですよ。

私の資料6、7、8をちょっと御覧いただきたいです。これ、国土のグランドデザイン。僕はこれを見てびっくりしたんですね。2014年にこれが発表されました。これに続いて地方消滅の増田レポートですね。芦屋町が消滅してしまうぞというようなことが書かれた、あれが出てきたりして、地方創生の動きがですね加速化しました。この中でですね、資料の8を見てください。小さな拠点というところですよ。左隅見えますかね。旧役場庁舎を公民館、図書館などに活用と。国はですね、コンパクトシティを目指そうということで、役場なんかはもう公民館、図書館に使いなさい。これ何を意味するかというと、合併なんですよ。そのうち、合併これはもう本当、人口1万人を切ったら合併しますよという流れをつくっているんですよ。この地方創生まち・ひと・しごと総合戦略ですね。大変、恐ろしいじゃないかと僕は常々思います。これ、地方自治体を競わせるわけですよ。このまち・ひと・しごと総合戦略、総合計画ではないんですよ。戦略なんですよ。ここのところをですね、私たちは肝に銘じていかなければならないと思っております。

続いて、ちょっと資料の3を見ていただきたいと思います。つい先日ですね、僕は、うきは市の副市長に会って、楽しくお話をさせていただきました。うきは市は、ちょっと人口忘れちゃったけど、参議院選挙前に市長選挙があって、全国で一番早く18歳が投票したという、そういったところですが。ここの副市長がですね、みずほ系のシンクタンクですね、そこ出身、抜擢された吉岡副市長と言います。ここもですね、地方創生を満額ですね、8,000万円、交付金8,000万円をもらっております。芦屋町は4,400万円ですね。隣の遠賀町は8,000万円なんですよ。遠賀町にどういったコネとかルートがあるのかなと不思議で思うんですね。例えばですね、財務大臣、副総理がいる芦屋町、地元ですからね、全部に8,000万円いただいてもいいんじゃないかなと思うんですよ。うきは市はですね、1億2,000万円要望して8,000万だった。でも満額もらったからいいよというようなことを僕に話してくれました。ここはですね、このまち・ひと・しごと総合戦略を、もうこの1年足らずで5回も改訂版を出しているそうなんですよ。芦屋町みたいにしっかりした印刷物にせずに、コピー用紙ですよ。これは次々

に改定していかないといけないということで、地方創生は柔軟な対応が求められていると思います。

このうきは市ですね、交付金や助成金をもらうのが大変上手なんですけど、ほかにもですね、新たな取り組みにも着手しています。それがですね、この資料出していますソーシャル・インパクト・ボンドです。これですね、今、地方自治体ではですね、高齢化に伴う医療や介護費の増加、そして生活保護費などへの支出が財政を大変圧迫しています。芦屋町でも例外ではないと思います。

こうした中でですね、今注目を集めている新たな取り組み、仕組みとして、S I Bを、これをちょっと御紹介させていただきたいと思います。これ、別に怪しい投資話じゃないんですよ。これは日本財団が窓口になってくれております。今、これ大変注目されておるんですが、聞き慣れないお言葉だと思いますが。社会的な貢献に対する投資という意味で、これはですね、国や自治体が財政難にある中で、公共的でさまざまなサービスを民間の資金で行うというものです。行政が民間資金を活用するというこれはこれまでもありましたが、S I Bは全く新しい仕組みです。社会保障費を例に説明したいと思います。社会保障費の支出は今後もふえることが予想されています。そして財政を圧迫しています。国や自治体は、当然、この支出の伸びを抑えたいところですが、そのために税金を投入して、新たな事業を次々と打ち出すのは簡単ではありません。そこで、ビジネスとしては馴染みにくい介護予防や就労支援などといった公共サービスを、国や自治体の税金を使わずに民間の企業に行ってもらって、その必要な資金の民間の投資から集めるという仕組みです。その結果ですね、働く人や健康を維持する高齢者がふえて、社会保障費の支出が減ればですね、その一部から成功報酬として投資家にリターンが支払われます。つまり、国や自治体にとってはリターンを支払ったとしても、全体の支出を減らすことが期待できます。今現在、こちら書いていますけど、6つの自治体で社会実験が行われています。

例えば、先ほどのうきは市ですが、うきは市はですね、このS I B社会実験として、去年の7月から民間企業、これ、くもんです。くもんによる認知症予防教室が週に1度開かれています。認知症のお年寄りに対して、音読や簡単な足し算など繰り返し行うことで、脳が活性化してきて、認知症の発症を防ぐ効果があると言われております。うきは市では、医療や介護などにかかる費用が年間90億と言われております。90億です。税収が伸びない中ですね、これが大きな負担になっているということです。

例えばですね、介護認定が2から1になれば、1人につき月2万5,000円の削減になると言われています。1人30万円ですか、年間。これが1,000人おればですね、3億ということをお話ししておりました。同様に大川市の老人介護施設でもこの事業の効果が見え始めているということを知っています。そのほかにもですね、この認知症の予防だけでなく、尼崎市で

就労支援、そして横浜市で児童養護の分野で実績が進められています。これについてはですね、経済産業省、そして日本財団も来年度特に力を入れていくと言われていています。こういった手法があるということを入力していただけたらなと思います。特に町長は日本財団の評議員であります。何かこう芦屋町、こういった面でも結びつけるような後押しをよろしく願いいたしたいと思います。

次に、件名3、サワラをテーマとした地域ブランドの取り組みについて。サワラをどのようにブランドしていくのか、その手法をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

サワラのブランド化についてですが、商工会が県の提案公募事業を活用して、サワラのメニュー開発や特産品開発の取り組みを実施しております。御質問のブランド化の手法とありますけれども、まずは、芦屋のサワラを知ってもらい、食べてもらい、買ってもらうための取り組みが第一段階と考えております。芦屋にある2つの漁港で水揚げされたばかりの新鮮なサワラを、多くの方に知ってもらい、このサワラを町内の飲食店でおいしく調理して、それを食べた人が芦屋のサワラの価値に気がつき、サワラの認知度が上がって、消費が拡大することがサワラのブランド化につながるというふうに考えております。そのためには、材料の安定供給が必要とも考えます。ブランド化しても材料を安定して提供できなければ、来訪者の期待に応えることはできません。

次に、地元飲食店が中心となって新メニューを開発し、食の魅力を多くの方に発信し、多くの方を受け入れられることが必要と考えております。また、芦屋のサワラと一目で分かるようなロゴやネーミングを決め、来訪者にほかの地域のサワラとの差別化を図るということで、芦屋のサワラの価値を確立させるということが重要ではないかと考えます。

次に、「サワラといえば芦屋」、「芦屋といえばサワラ」と言われるような、サワラと芦屋の地域性を確立させることも、芦屋の地域ブランドとして目指すべき姿ではないかというふうに考えております。芦屋産のサワラは、冬場に漁獲高が多く、刺身はもちろん、さまざまな加工調理が可能であり、多くの人を呼び込む可能性があると考えております。

昨年度は、町内の料理店でサワラの新メニューを試作し、試食会を行っております。また、芦屋のサワラと信州みそをコラボしたサワラの味噌漬けを長野県松本市で開催された「伊勢町せせらぎ市」で試食会を実施し、地元新聞にも取り上げられております。また、来年2月に実施する「さわらサミット」も芦屋産のサワラのブランド化に大きく貢献するものと考えております。

このような取り組みを通じて、芦屋のサワラのブランド化ができればというふうに考えております。現在、商工会が取り組んでいるサワラのメニュー開発や特産品開発の取り組みは、まだ始

まったばかりですが、状況によっては、戦略や取り組み体制の見直し、新たな商品開発や販路の開拓等、さまざまな取り組みが必要となるものと考えております。

地域ブランドを確立するためには、地元の皆さんの理解と協力が必要と考えております。芦屋のサワラのブランド化を推進していくことで、芦屋町の地域の価値や、かかわる人の経済的利益が向上して、元気な芦屋の実現につながるものと考えております。また、福岡県においても、釣り上げたサワラの鮮度を落とさない高鮮度処理をしたサワラを、全国一の消費県である岡山県に売り込みに行ったり、今年2月には県内23店舗の「ふくおか地魚応援の店」において、サワラのおいしさやイメージアップのための「さわらフェア」を実施しております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

田島議員。

**○議員 8番 田島 憲道君**

ありがとうございます。このサワラですね、御存知のように養殖じゃないんですよ。天然のサワラなんです。一本釣りで丁寧に釣り上げるという、トローリングという漁法で、これ、歩くスピードぐらいで、船を走らせて釣り上げます。現在ですね、専門にやっているのは3名いまして、サンマを餌にする方やルアーで釣る方がいて、本来ですね、イカが専門なんですよ、皆さん。これがイカが釣れなくなったりとかする時期に、底引き網の、またシーズンが終わったりとかして、そういった時に、サワラ釣りをやっています。

浜崎にですね、名人がいまして、この魚ですね、このサワラは春先に河口に稚魚を食べに来るというので、魚の春と書いてサワラと呼ぶようになっておりますが。昔はですね、これ釣っても全然お金にならなかったんですよ。なぜかという、1日に何十本も釣れる魚じゃないんですよ。何本とかいう、そういうふうにはしか釣れなかったんですが。今のようですね、釣れるようになったというのは35年前、今から35年前にですね、角島の漁師からその釣り方を習って、それが浜崎の漁師ですよ、それぞれの浜崎に帰ってきて伝えて、それぞれの漁師に伝わって今になっておりますが。それを伝えた方がですね、今、浜崎で最高齢の、現役の漁師で中西富雄さんというお方です。この方ですね、指がないんですよ、3本。親指と小指しかない。左手がないんですよ。小学校の1年生の時に芦小の運動会で、これ綱引きで指を落としてしまっているんですよ。でもですね、現役バリバリですが、本当に今でも沖に出て頑張っております。しかし、最近体力が落ちてきたからということで、イカ釣りを諦めて、サワラに今は専念しております。大変な功績があるお方です。

今ですね、僕は商工会の特産品開発プロジェクトに参加しています。これですね、芦屋町と、この芦屋ブランド化に対する思いと商工会との考えがちょっと違うような感じがしているんです

よ。このですね、サワラに至ったこのプロセスは、僕も納得しております。加工品開発にいますから、サゴイシですね、お金にならないようなこれくらいのサゴイシを、これをあごだしとかです、ふりかけとかお茶漬けのもととか、だしにできないかという、これは僕は大変、今注目しているんですが。先ほど課長から説明がありましたけど、岡山とか兵庫県ではですね、これ、大変な高級魚なんです。説明はありましたけど、岡山に出すときには特殊な処理方法をしなきゃいけないんですね。絞めて、氷水に1時間とか2時間とか入れて、それで引き揚げていというこの作業を船の上でしなきゃいけないですよ。そういったことをするとですね、これくらいの1メートルクラスが釣ればいいんですけど、これだと1日に何本しか釣れないということなんですね。するとですね、もうちょっと体力の落ちたおじいちゃんの漁師なんかは、そんなことはできんと言うわけなんです。もし、するなら船の上にもう1人、それ専門のですね、作業するそれ専門の人を雇わないといけないというような話が出て、岡山とか兵庫に出すにはちょっと難しいかなあという話を聞きました。これに対してはですね、県もですね、氷代とか箱代とか助成しているということなんです。

先ほど商工会の会議の話をちょっと戻したいんですけど、僕はですね、ネーミングが大事じゃないかということ提案しました。おもしろい名前をつけたらいいんじゃないかと。そのあとですね、遠賀郡の議会の研修会で、議員研修会で日本キャニコムだったですかね。あの社長が同じようなことを言っていましたので、間違っていないんじゃないかなと思っているんです。長崎の養殖ブリとか、「鰯王」ですか。佐賀関の「関アジ」、「関サバ」。「関アジ」、「関サバ」なんか大変なブランド化して何センチ以上じゃないと「関アジ」、「関サバ」には認定しないと大変こだわっていました。買うだけでも4,500円とかするんですよ。そういう差別化が本当、大事じゃないかと思っております。商工会は違うんですね。芦屋産のサワラというよりか福岡県産のサワラでやりたいということです。これなぜかと聞いたら、『あしやんいか』これの二の舞はごめんだ。』と言うんですね。この人たちがですね、よそ者で何も知らずに、本当大きなことを言うんですよ。ちゃんとイカについて分析しているのかと僕は言いたいです。

そこで2回目の質問、イカ、「あしやんいか」は、どうして芦屋の特産品としてブレイクしなかったのか。どのように、イカについて分析しているのかをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

芦屋でとれるイカを「あしやんいか」というネーミングも公募して決定したということなんですけれども、要は、先ほども言いましたけど、その時期が来て、安定供給がなかなかできなかった。天気の都合でしけたりとかいうことで、食べに来てもそれが無いというようなことで、な

かなか定着しなかったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

イカを食べに行く、芦屋に来てイカがないんですよ。事前に電話して、「きょうはイカはありますか。」と電話しなきゃなりません。なぜ安定供給ができなかったのかということ、これはですね、呼子なんですよね。前回、前々回一般質問でちょっと話したことあるんですけど、CASというですね、冷凍装置があって、それでイカを冷凍してしまうと4年間ぐらいは、自然解凍したときに生食のような状況でイカを食べるとい、これはもう隠岐の島、島根の海士町とかがこれを使っております。そして呼子もそうなんですよね。呼子のイカもですね、芦屋の漁師から買い上げたりするんですよ。イカがたくさんあるときに、市場より高い値段で漁師たちから買うんですよ。それ全部ストックしているというんですよね。これはですね、ボトルのネックを押さえるということなんです。市場をですね、コントロールしているんですよ、呼子はですね。これがですね、出口戦略と言っております。サワラもですね、やっぱり市場コントロールしなきゃいけないのが、そこまで考えなきゃ、全然ブランド化になっていかないと思うんですよね。同じようにサワラはないですよ。サワラは岡山にありますよとかいうことが出てくるんじゃないかと思います。

そして、来年の2月25日、26日に開催する「さわらサミット」について、詳細をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

では、「さわらサミット」ですが、これは26年度から実施しています新・地域再生マネジャー事業の26年度事業として開催するものです。この新・地域再生マネジャー事業は、ふるさと財団が行う事業で、総務省認定の外部人材により、地域の再生を図ろうというものでございます。

26年度の初期診断結果報告書では、地域の再生の方向性について、芦屋町の長期的な発展には、他の地域にない強みを地域のナンバーワン施策として、まず、サワラやイカを生かした水産施策、次にあしや砂像展などの芸術エンタメ施策、最後に茶釜と茶の湯の文化施策の3つの施策を段階的に展開する必要性が報告されました。

27年度事業では、第1ステップの水産施策をどう展開していくのか。これを漁業者や商工業者を中心に検討が進められ、商工会におけるサワラを活用した特産品の取り組みがあったこと、福岡県におけるサワラの漁獲量が全国上位で、芦屋町でも漁獲量があること。サワラを全面的に

打ち出している自治体が少ないことなどから食をテーマにしたグルメイベントを開催することで、芦屋町の水産資源のPRや町内での機運を醸成しようとなったものでございます。

28年度事業では、実行委員会が組織化され、「さわらサミット」開催の目的を漁業者や農業者、商工会、観光協会、金融機関、大学、行政など幅広い分野の関係団体で取り組むことによる機運の醸成、各産業への波及効果として、商工業者のテストマーケティングの場や一次産業者とのつながり、漁業者にとっては魚価の向上や販路拡大、後継者育成、農業者の販路拡大、さらに地産地消や地域ブランド化などとして検討してきました。

今現在、詳細な部分はまだ検討中ですが、主要な部分について御説明します。

「さわらサミット」の日時、場所ですが、来年の2月25日、26日の2日間、ボートレース芦屋で開催します。内容はサワラを使ったグルメイベントとして、2日間で約6,000食を提供し、投票方式でナンバーワンのサワラ料理を決定するというイベントでございます。

出店店舗は12店舗を予定しており、現在、町内で約10店舗ほどが予定されています。また出店できないお店でも、このイベントと連携して、お店でサワラ料理を提供していただくことも数店舗検討されております。

また、九州女子大学との連携としまして、大学生によるパフォーマンスなどのイベント企画や町内への人の流れをつくるための連携事業として、着地型観光のイベントも検討しています。

広報関係ですが、10月から第1弾の告知チラシ、ポスターを配布していますが、参加店舗とメニューが決まり次第、第2弾のチラシ、ポスターを配布する予定です。WEBページの立ち上げやフェイスブックでの情報発信なども進めていますが、来年の1月下旬には報道関係者向けの試食会も予定しております。

今後も「さわらサミット」の詳細な内容が決まり次第、議員の皆様にも報告するとともに、広報あしやなどを通じて紹介していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長 小田 武人君**

田島議員。

**○議員 8番 田島 憲道君**

るる、ありがとうございます。私もチラシをちょっと、きょう持ってきております。斬新なチラシができています。僕、さわらサミットと聞いて、これはすごいなあと。例えばノルウェーとかメキシコの水産大臣を呼んで閣僚クラスの話になるのかなとかいうようなことを思いもしたんですよ。それはちょっと違うようなんですが。このサワラという題字、これはよくでき上がっていると、よくできてると思うんですけど、ここにちょっといろいろ書かれているのが、「福岡の隠れた絶品・さわら、さわらグルメの猛者たちが福岡県芦屋町に集合！！」と書いてあります。「福岡最強のさわらグルメは一体何か？！君の1票がさわらグルメの未来を」何かですね、これ

B級グルメのフードバトルのような感じがしておるんですね。せっかくの高級な魚のサワラのイメージが、何かこの安物のような扱いになっているんじゃないかと僕は思うし、これ何の意味かわからない。若い人たちが一生懸命になって頑張っているから、余りこういうのは言いたくないんですけど。僕はですね、もしプロデューサーでこれ携わっているんだったら、本当、道場さんとかですね、例えば、兵庫の芦屋の寿司屋のすごい有名な店主とか、鮓屋じろうとか、ああいう人たちを呼んで、料理バトルみたいなことで。そしてまた、芦屋の代表とかみみたいな感じの本当のそういう料理の鉄人みたいな感じ、高級なイメージをつけたほうがいいんじゃないかなと思うのですが、これはその会議に誰をバスに乗せるかということで、こういった結果になったんだと思うので、これからは本当しっかし第2弾、第3弾のチラシもできるということですから、力を入れてやっていただきたいと思うんです。

そしてですね、昔、大分の一村一品というのがありました。これはですね過疎化をしている大分の市町村でこれ、大変、この地域活性化の啓蒙にはなりましたが、今はどうなっているかというのと、全然過疎問題は変わってないんですよ。僕は知り合いが向こうにいますけど、じいさんの借金だけが残ったということを聞いております。

でですね、このブランド化というのは、サワラやイカを限定するものじゃないと思うんです。先ほどから話が出ていますけど、芦屋町にはやっぱり芦屋釜という大変な、偉大な資源がありまして、それを醸し出すこの風格がですね、これが芦屋ブランドじゃないかと思うんです。僕は、そのB級グルメの安物の感覚が芦屋ブランドじゃないと思うんですね。

最近ですね、糸島ブランド、糸島産のあまおうでつくった苺タルトとか苺大福とかですね、とにかく糸島産なんですよ。それが伊都菜彩という道の駅とかで販売されたりとかして、すごく糸島産ブランドというのは、今、話題にもなったり注目を浴びています。でですね、やっぱりその兵庫県の、先ほども言いましたけれども、セレブの街の芦屋ブランド。僕はですね、芦屋釜なイメージがあるんだから、そういった同じ土俵に上がってもいいんじゃないかと思うんですよ。兵庫の芦屋の高級すし店に芦屋産の一本釣りのきれいな美しいサワラを持って行くとかいうですね、安くサワラを地元の人に食べさせるということは、僕はどうなのかなと思います。

いろいろ言いましたが、最後の件名4の野生鳥獣の現状と対策について。国全体の野生鳥獣による農作物被害額は、去年200億円前後で推移している状況であります。全体の被害の7割が鹿、イノシシ、猿によるものです。最近ではアライグマの被害も急激にふえています。そのような鳥獣被害は、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加をもたらし、農林水産業に深刻な影響を与えています。芦屋町でも去年のイノシシ騒動や先日から目撃されている野生猿に対し、町はどのような対策をしているのか以下に尋ねします。

①猿は2匹で、1匹は大変な大きさだという目撃談があります。彼らは、いったいどこからど

のようにしてやってきたのでしょうか。お願いします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

ことし7月からの猿の目撃情報が寄せられております。7月から11月まで計18日間、情報が寄せられておまして、多くは1匹の大型の猿の情報、大型というだけで実際どれくらいかというのはいささかなかなかわかっていないんですけれども多く、11月8日の午前8時の情報は、その1回だけは2匹の情報があっております。

猿の目撃情報を受けると、すぐに小中学校とか、保育園、幼稚園、老人憩の家と各区長さんに情報を連絡して、ホームページへ出没情報や公用車による注意喚起を行っております。職員が公用車で巡視したときに、実際に目撃できたのは、総合体育館の山のほうに向かう猿を1度だけ確認しております。

猿の目撃情報の多くは、18日の中の17日の情報は山鹿地区でございまして、特に江川台が7日と多いことから、北九州方面から歩いてやってきているのではないかというふうに考えております。

町としては、HPで猿を目撃した場合の注意事項を掲載し、今月1日号の広報でも町民向けの注意喚起を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

時間もないようなので、続いて②の農作物等の被害は確認していますか。なければ、大変お腹を空かしているのではと思います。そうであるなら、大変危険な状態で人間に危害を加えるのではないかということをお尋ねしますが、見解をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

猿による農作物の被害の報告は、今のところ受けておりません。12月15日号の広報には、猿に出会った場合の注意事項として、むやみに近づかずに一定の距離をとること。からかったり棒などで威嚇しないこと。被害に遭うのは、特に犬の場合は小型犬が多く、特に小さな子供さんと犬の散歩は注意が必要であるというふうに言われております。また、絶対に餌を与えないこと等の内容で住民の方への注意喚起を行います。

ニホンザルは4才から6才に達すると、必ず生まれ育った群れを離れて、他の群れへ入るために旅をするそうです。これは、近親交配を避けるためと言われておりますが、その旅の道すがら市街地に迷い込むことがあるようです。このような市街地に迷い込む猿は、他の群れへ入る目的の旅であるため、騒いだりして刺激しなければ、その場から立ち去っていくと言われております。このため、追い払いや進入防止対策を行うことが、野生の猿への対応というふうを考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

時間が来ちゃいました。今年はさる年だったのでちょっとさる年、私も実は年男だから、猿のことを伝えたいなど。本当はですね、猫をやりたかったんですけど、猫と猿は担当課が違うということで、3月、猫をやりますのでよろしくお願いします。

私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、田島議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 小田 武人君

以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時00分散会

---